

平成31年度地域少子化対策重点推進事業実施計画書（市町村分）

都道府県名 埼玉県

市 町 村 名	(鴻巣市)		
事 業 名	鴻巣市結婚新生活支援補助金	所要見込額 ※(注)1	2,400 千円
実 施 期 間	交付決定日 ~ 平成32年3月31日		
地域の実情と課題 (これまでの市町村における少子化対策の取組全体及びその効果検証等から浮かび上がった地域の実情と課題について記述) ※(注)2	<p>鴻巣市では平成22年をピークに人口減少傾向に入り、将来的にも人口減少が続くと推測される。特に、合計特殊出生率は全国、埼玉県より低い状況が続いており、平成26年時点で1.11と、全国(1.42)、埼玉県(1.31)との差は年々広がる傾向にある。</p> <p>また、未婚率についても、全国平均・県平均を下回っており、特に30歳以上の男女においては、平成12年から22年の10年間で大きく上昇している。</p> <p>このような実情を踏まえ、平成27年度に「鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、婚姻率の向上や少子化対策に関する事業を実施している。</p> <p>平成28年度からは、平成27年度地域少子化対策重点推進交付金を活用し構築した婚活マッチングシステムを利用した、婚活イベントやセミナー等を実施すると共に、子育て世代の住宅取得を支援する事業等を実施している。</p> <p>これらの取組等を一因として、人口ビジョンによる平成29年合計特殊出生率の推計1.15に対し、実績値1.25、婚姻件数の推計412件に対し、実績値433といずれも推計を上回る実績となっている。</p> <p>しかし、婚姻数の推移では平成28年(参考:474件)から減少していることから、婚姻後の転入が多いベッドタウン特有の実情を踏まえたとしても、出生率の維持向上を見据えた婚姻数の改善が依然として課題となっている。</p> <p>なお、合計特殊出生率についても依然、全国や埼玉県と比較すると低い状況であるため、課題解決に向けては、今後も本事業を実施することにより、結婚の後押しに継続して取り組む必要があると考える。</p>		
市町村における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付け ※(注)3	<p>鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組の一つである「子ども・子育ての支援」の施策の中では</p> <p>①保育サービスの充実 ②子育て不安の軽減 ③放課後の居場所づくり ④母子保健の推進 ⑤結婚意識の向上と家族形成の支援</p> <p>といった基本事業を掲げている。本事業については⑤に位置づけられる。</p>		
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	<p>鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組の一つである、基本目標①『結婚・出産・子育てをしたいと思いますまちづくり』における基本事業⑤「結婚意識の向上と家族形成の支援」において設定している目標値</p> <p>基本事業成果指標 基準値 → 目標値</p> <p>・夫婦の予定子ども数 : 2.05人(H28)→2.08人(H31)</p> <p>・未婚者の希望子ども数 : 1.94人(H28)→1.97人(H31)</p> <p>・人口1,000人当たり婚姻率 : 4.0‰(H26) → 4.0‰(H31)</p>		
参考指標 ※(注)5	<p>※婚姻数、婚姻率、出生数、出生率等</p> <p>婚姻数:422件(平成30年実績) 婚姻率:3.6(平成30年実績) 出生数:707(平成30年実績) 出生率:集計中(出生数29年比減)</p>		

事業内容	1 優良事例の横展開支援事業		所要見込額	0 千円
	(1) 結婚に対する取組		所要見込額	0 千円
	個別事業名		所要見込額	0 千円
	個別事業名		所要見込額	0 千円
	(2) 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組		所要見込額	0 千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	2 結婚新生活支援事業		所要見込額	2,400 千円
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無※(注6)	無	「有」とした場合の事業名		

(注)

- 1 「所要見込額」には、本交付金の対象経費支出予定額を記入すること。
- 2 「地域の実情と課題」には、これまでの市町村における少子化対策の取組全体及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情と課題について記載すること。
- 3 「市町村における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付け」には、地域の実情及び課題を踏まえた、市町村における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付けを記載すること。特に、本事業により、地域の課題がどのように解決されるかについて記載すること。
- 4 「少子化対策全体の重要業績評価指標 (KPI) 及び定量的成果目標」については、地域の実情及び課題を踏まえ設定した、市町村の少子化対策全体の重要業績評価指標 (KPI) 及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各市町村は少なくとも平成31年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施し、都道府県にその結果を報告すること。
- 5 「参考指標」には、各市町村の婚姻数、婚姻率、出生数、出生率のほか、その他参考となる指標を記載するとともに、毎年、その推移を報告すること。
- 6 「上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無」は、地域少子化対策重点推進交付金との重複を排除するためのチェック欄です。（「無」が前提となります）
- 7 適宜参考となる資料を添付すること。